○叙勲

旭日小綬章を授ける
（敦賀市議会議員）
河崎　靖
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
籠　一郎　山口　恵
旭日単光章を授ける（八月三十日）
（岐阜県垂井町議会議員）
齊藤　信子　衣斐　弘修
旭日双光章を授ける
関谷　勲　吉澤　公平
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
（北海道清水町議会議員）
田中　勝男
旭日双光章を授ける
小川　吉　高橋　竹利　村尾　和廣
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
齊藤　孝
旭日双光章を授ける（九月二日）
（判事）
大坂　義男　坂本　宗一　高木　達
瑞宝小綬章を授ける（各通）
遠藤五良右衛門　土屋　幸久　大津　秀一
東　嘉昭　山口　利光
瑞宝双光章を授ける（各通）
相藤　隆　小玉　義雄
五月女四郎　新田　一昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
（愛媛大学名誉教授）
濱本　研
瑞宝中綬章を授ける
田代　邦彦
瑞宝小綬章を授ける
大河内敏明　大城　盛昌
（警視正）
小野　達郎　大西　弘二　川下眞由美
下中　庄一　近藤　孟
堀江　範行　古屋　芳郎　曽田　典宏
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
（浜松医科大学名誉教授）
森下　學　森野　泰彰
瑞宝中綬章を授ける
堀内健太郎
瑞宝小綬章を授ける
高松　俊英
石田　圭三　小林　久　市川　秀人
竹内誠一郎　松浦　文雄　中澤　明
皆川　信三　山田眞佐男　宮田　治
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊沢　武人　佐藤　友二　馬屋原八郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
長沼　六一
瑞宝小綬章を授ける
井上　正之　岩田　隆雄
家永　文吉　斉藤　茂　佐藤不二夫
神谷　鋼史　佐野　衛次　杉森　恒雄　勝呂　弘
田中　信清　中間　康介　中村　隆
中村　智義　萩井　清　原口　幸雄
細野　皓司　宮田　正
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤石　貢　緒方　安
栗原　清司　宮下　信光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
藏野　隆夫
瑞宝小綬章を授ける
冨田　達藏
瑞宝双光章を授ける
末光　定市
瑞宝単光章を授ける（以上九月二日）
皆川　政行
瑞宝単光章を授ける（九月三日）
石橋　精二　日浦　宏

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

駒崎　敏郎　田中　義夫　市川　雄一
黒岩ゆりえ　田附　正夫　山田英二郎
江森　早苗　櫻井　恵　鈴木　喜計
金澤　翔子　網頭　正記　山下　武
鳥取二三子　福田　みほ　神田よし枝
竹田ヨシ子　芳賀　光弘　守谷　道明
木村　政江　木村多美子　加納　實
林　知加子　二村　宏

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

馬場　聖子　今井　忠一　大森　正
平川　保子　鈴木　公子　長瀬麻美子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　谷口　謙　和田　潮
上杉　恭弘　東原　俊郎　豊泉　百代
坂口美代子　大山　永吉　長岡今朝吉
下村　博昭　落合　慶一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

大村　智　木下　盛好　内ヶ島敏博

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

立元　明光　横尾　忠則

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

冨永　重芳

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

積水樹脂株式会社
株式会社高儀
株式会社アラジン
株式会社小湊ホテル三日月
一般社団法人茨木市医師会

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故永田正治遺族　石川　澄子
故鎌田治美遺族　井上　輝美

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年九月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故荒井ハルヨ遺族　荒井　大介

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月三日午前十時一分御出門、戦傷病者特別援護法制定五十周年並びに財団法人日本傷痍軍人会創立六十周年記念式典に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行幸啓、同十一時四分還幸啓になった。

御答信

天皇陛下から六月十一日フィリピン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月七日御答信があった。

御答電

天皇陛下から七月二十六日ペルー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成25年9月26日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成25年10月7日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　山形県村山市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　茨城県常陸太田市、高萩市、東茨城郡城里町（以上2市1町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、久慈郡大子町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山梨県山梨市、南巨摩郡南部町（以上1市1町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、大月市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　広島県安芸高田市、三次市（以上2市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）